

平成 27 年 9 月 1 日

総合評価方式入札の見直しについて

平成 20 年度から試行実施している総合評価方式入札について、下記のとおり制度の見直しを行いました。

記

1 対象とする業種

既に実施している土木工事、造園工事に加え、建築工事、機械工事、電気工事も対象とします。

総合評価方式による入札を採用する場合は、入札公告時に明示します。

2 評価項目の見直し

(1) 新設する評価項目

「営業拠点」・・・事業所の本店が練馬区内にある場合に加点します。

「社会貢献等」

以下のいずれかに該当する場合に加点します。

“環境配慮”・・・ISO14001 等の認証を受けている場合

“品質管理”・・・ISO9001 の認証を受けている場合

“障害者雇用”・・・法定雇用率以上の障害者を雇用している場合
または雇用義務が無い事業者で、障害者を雇用している場合。

(2) 変更する評価項目

「緊急時土木工事協定」の評価項目を「災害協定」に変更します。

・「災害協定」・・・区と災害時応急対策に関する協定を締結している事業者(協定を締結している団体の構成員である場合も含む)である場合に加点します。

(3) 廃止する評価項目

「優良工事表彰」の評価項目を廃止します。